

ゼロカーボン北海道推進協議会「道民行動部会」設置要綱

(目的)

第1条 ゼロカーボン北海道推進協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第3条5の規定に基づき、道民の行動変容の促進に関する事項を検討することを目的に、「道民行動部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(協議事項等)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。

- (1)道民の行動変容に係る取組に関する事項
- (2)道民の行動変容に係る情報発信・普及啓発に関する事項
- (3)構成団体間の連携に関する事項
- (4)その他目的の達成のために必要な事項

(組織)

第3条 部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

2 部会は、協議会構成員以外の者を構成員とすることができる。

3 部会長は、協議会設置要綱第3条の6に基づき指名された者をもって充てる。

(会議)

第4条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、必要に応じ議題等に関連する構成員をもって開催することができる。

3 部会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 部会の事務を処理するため、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月5日から施行する。

ゼロカーボン北海道推進協議会「道民行動部会」名簿

(令和7年12月5日現在)

分 野	構成員団体名
学識経験者	北海道大学大学院環境科学院 教授 山中 康裕
経済	北海道経済連合会
	(株)北海道新聞社
産業	(一社)日本旅行業協会 北海道支部
エネルギー	北海道電力(株)
	北海道ガス(株)
家庭	(一社)北海道消費者協会
	(一社)北海道町内会連合会
教育	北海道高等学校長協会
環境	(公財)北海道環境財団
NPO 法人等	NPO 法人 ezorock
	NPO 法人きたのわ
	任意団体 snug
行政	北海道

※部会長、事務局の協議により構成員を適宜追加。